

行政の焦点



命令」、「事業場等への立入検査」が派遣先事業

な法違反が認められるなど、故意または重大な過失があった場合、労災法第31条第1項第3号の規定により事業主に費用徴収を行うこととされたり、省令で被災労働者に支給した休業補償、障害補償、遺族補償、傷病補償年金、葬祭料の30%を事業主から徴収しています。

一方で派遣先事業場は、

求めることになります。これは、通勤災害などに多く見られる、交通事故での相手方加害者に対する損害賠償と同じ扱いで、これを一般的に第三者行為災害における求償と言いますが、これまで派遣先事業場への立ち入り調査権や文書報告提出の命令権がないため調査が難しく、求償を行うことは大変困難なことでした。

意見がありました。そのため、今回労働者災害補償保険法第46条と第48条を改正し、派遣先事業主に対しても行政庁による報告や出頭命令および立入検査を認めることで、派遣先への第三者求償の調査を容易にし、損害賠償請求の徹底を図ることとなつたものです。

これを受け、今後派遣労働者の被つた災害について、派遣先事業場の安全管理法違反が認められ、これが災害の直接原因となつた場合に派遣先事業場へ積極的に賠償を求めることとなります。また、直接雇用する事業主に対する費用徴収と違い、高額になりがちな療養費を含む全ての給付が求償の対象となり、しかも、費用の30%という制限も適用されず、過失割合に応じた金額が賠償額となるもの的には行えないことについて、かねてから制度の見直しを求める強い

昨年、労働者派遣法が改正され、日雇い派遣の原則禁止、有期雇用から無期雇用への転換促進など、さまざまな待遇改善を求められることとなりました。

実は、あまり話題になつていませんが、この労働者派遣法改正に併せて、

事業場へも認められることになつたというものです。

その目的は、派遣先事

業場の重大な安全衛生法令違反で労災事故が発生した場合、過失割合に応じて派遣先へ損害賠償を行なう調査を、より円滑に行なうためです。

改正の内容は、これまで直接労働者を使用する事業主や事務組合等にしか認められていなかつた監督署による「報告、文書の提出命令」、「出頭

派遣労働者と直接雇用關係がなく、労災保険において当事者以外の第三者と位置づけられるため、派遣先に重大な法違反があつても、この費用徴収を行うことは不可能です。

しかし、派遣労働者の安全衛生確保や危険防止のため派遣先に責任を負わせることが適正な事項についてさまざまな義務が課せられているにもかかわらず、派遣先事業場に過失があつても費用徴収の対象外で、求償事務度の見直しを求める強い

意見がありました。そのため、今回労働者災害補償保険法第46条と第48条を改正し、派遣先事業主に対しても行政庁による報告や出頭命令および立入検査を認めることで、派遣先への第三者求償の調査を容易にし、損害賠償請求の徹底を図ることとなつたものです。

これを受け、今後派遣労働者の被つた災害について、派遣先事業場の安全管理法違反が認められ、これが災害の直接原因となつた場合に派遣先事業場へ積極的に賠償を求めることとなります。また、直接雇用する事業主に対する費用徴収と違い、高額になりがちな療養費を含む全ての給付が求償の対象となり、しかも、費用の30%という制限も適用されず、過失割合に応じた金額が賠償額となるものには行えないことについて、かねてから制度の見直しを求める強い